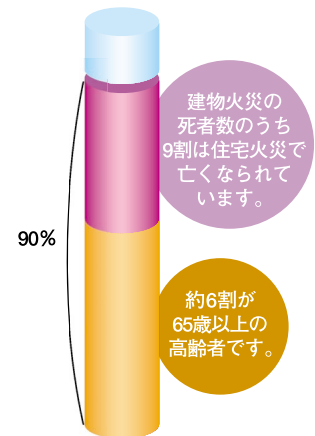


# ☆住宅用火災警報器なに？なぜ？Q & A☆

**Q** なぜ住宅に「火災警報器」が必要なの？

**A** 住宅火災による死者が急増しており、特に死者の半数以上が高齢者となっています。また、死に至った原因の7割は、逃げ遅れとなっています。このような事態を踏まえ、国は住宅火災による死者の低減又は抑制を図ることを目的に、平成16年6月、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付ける消防法の改正を行いました。



◎近年の住宅火災による死者発生状況

**Q** 住宅用火災警報器を設置することで効果はあるの？

**A** 住宅用火災警報器は火災の発生を24時間見張ってくれます。火災が発生したことを素早く察知できれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなります。アメリカでは住宅用火災警報器の設置の義務化により、21年間で住宅火災の死者数が半減するという効果を上げています。

**Q** 住宅用火災警報器の設置の義務付けはいつから？

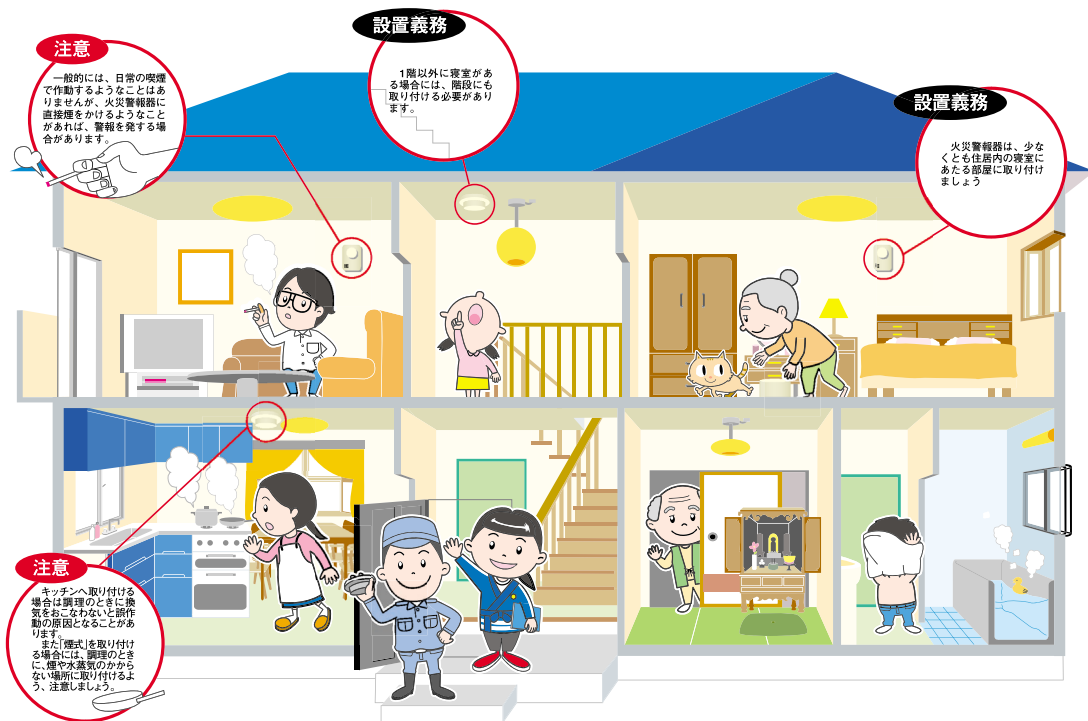
**A** 新築住宅は、平成18年6月1日から義務付けが始まっており、既存の住宅についても甲賀市、湖南市では平成23年6月1日から義務付けを開始します。

**Q** 住宅用火災警報器にはどんな種類があるの？

**A** 現在市販されている火災警報器には、大きく分けると「煙」に反応するタイプ（煙式）と「熱」に反応するタイプ（熱式）の2種類があります。また煙式には光電式とイオン式があります。設置される場合は、寝室や階段などは煙式のもの、台所のコンロ付近であれば熱式のものがよいでしょう。

**Q** 家のどこに取り付ければいいのか？

**A** 火災警報器の基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。（寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。）取り付け位置は原則として天井または壁に設置、階段も同様に取り付けます。まず寝室として使用する部屋、避難経路となる廊下や階段に設置し、必要に応じて他の部屋にも設置すると、さらに安心です。



※甲賀広域行政組合火災予防条例では、台所や居間への設置義務はありませんが、火災の発生のおそれがある住宅の部分には設置するよう努めて下さい。

《火災警報器の取り付け方（例）》

**天井へつけるときは、ここに注意。**

**壁の取り付けはここがポイント。**

**60cm以上**

はりのない場合

**60cm以上**

はりのある場合

**1.5m以上**

エアコンのある場合

**15~50cm以内**

壁掛けタイプの場合

**注意：** 火災警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。

**注意：** エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。

**注意：** 天井から15~50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようにします。

## Q 設置後のメンテナンスはどうすればいいの？

**A** 火災警報器はいざというときに効果を発揮するものですが、長く取り付けていれば、家電用品と同じように故障したり、交換が必要になります。実際に火災がおきた時に、きちんと警報されるよう、つぎのようなことに注意してお手入れすることをおすすめします。

### 火災警報器のお手入れ3つのポイント

- ①乾電池タイプは交換を忘れずに。  
乾電池タイプの火災警報器は、電池の交換が必要です。定期的な作動点検のときに「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換することをおすすめします。また電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。
- ②おおむね10年をめぐり、機器の交換が必要です。  
火災警報器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせます。そのめどがおおむね10年です。詳しくは購入時の取り扱い説明書を確認してください。
- ③定期的に作動するか点検しましょう。  
定期的（1ヶ月に1度が目安です。）に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。また長期に家を留守にしたときにも、火災警報器が正常に動くかテストしましょう。点検方法は機種によって異なりますから、購入時に点検方法を確認しておきましょう。

**Q** どこで買えばいいの？

**A** 火災警報器は、電気店やホームセンターなどでも取り扱っています。なお火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。火災警報器の購入の目安としてつぎのようなNSマークがついているものを選びましょう。



そのほか火災警報器に関するお問い合わせは、最寄りの消防署や、住宅用火災警報器相談室（0120-565-911）へご相談ください。

### 【甲賀広域行政組合消防本部】

|                           |             |             |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 予 防 課                     | TEL 63-7932 | FAX 63-7940 |
| 水 口 消 防 署                 | TEL 63-1119 | FAX 63-7941 |
| 水 口 消 防 署 土 山 分 署         | TEL 67-1199 | FAX 67-1700 |
| 甲 南 消 防 署                 | TEL 86-3119 | FAX 86-0719 |
| 甲 南 消 防 署 甲 賀 分 署         | TEL 88-7701 | FAX 88-7702 |
| 信 楽 消 防 署                 | TEL 82-0119 | FAX 82-3977 |
| 湖 南 中 央 消 防 署             | TEL 72-0119 | FAX 72-7737 |
| 湖 南 中 央 消 防 署 湖 南 石 部 分 署 | TEL 77-2119 | FAX 77-3588 |